

宇部市

給付等管理システム導入業務委託 仕様書（案）

1 業務目的

本件は、施設型給付費及び補助金に係る各種事務に関するものであり、以下の機能を備えることで本市職員及び幼保施設が行う給付費等請求業務の効率化と負担軽減、業務品質向上並びに各種データの一元管理を図るものである。

- (1) 各施設が、施設職員・園児情報に基づいた施設型給付費や地域型保育給付費等の請求書を作成し、補助金等の申請書・請求書を作成し、本市へ提出することができる。
※補助金については 1.1 対象補助金等を参照。
- (2) 各施設が、職員配置等に基づいた各施設の施設型給付費等の費用の額の算定に係る加算申請及び交付申請をすることができる。
- (3) 各施設が、処遇改善等加算に係る加算認定申請及び実績報告をすることができる。
- (4) 本市職員が、施設から提出された申請書・請求書等を確認し、必要であれば差し戻しすることができる。

1.1 対象補助金等

1.1.1 地域子ども子育て支援事業

(1) 延長保育

国要綱と同じロジック。単価については、金額は同じだが、上限額が異なる。

（例：保育短時間認定は、国は3時間の単価があるが、市要綱では2時間の単価が上限。）

(2) 一時預かり

国要綱と同じロジック。単価については、幼稚園型については国要綱と同じ単価。一般型については、区分での金額は同じだが、上限額が異なる。

（例：国要綱では 19,500 人以上 20,100 人未満までの区分及び単価があるが、市要綱では、900 人以上の区分までである。）

(3) 実費徴収

国要綱と同じロジック。国要綱と同じ単価。

1.1.2 市独自補助

- (1) 宇部市私立保育園保育事業推進費補助金交付要綱

1.1.3 保育体制強化事業

- (1) スポット支援員の配置

国要綱「保育体制強化事業実施要綱」、「山口県安心安全保育体制強化事業費補助金」及び「宇部市安心安全保育体制強化事業費補助金」に基づく。

1.1.4 山口県独自補助

- (1) 保育士独自加配事業

国の見直し後の配置基準を満たす職員を配置し、かつ3歳未満児クラスへの加配を要件に、施設の定員規模に応じた保育士の加配を支援する事業。対象施設は保育所、認定こども園、小規模保育事業等。施設の利用定員に応じて5段階で設定し、加配に係る人件費等の経費に対して補助を行う。算定は月単位で行い、加配職員の雇用形態は問わない。また施設毎に保育士業務改善を図るためのアクションプラン(実施計画)を策定する。

- (2) 保育課題克服！人員体制強化事業

健康支援体制の充実や医療的ケア児など配慮を必要とする子どもへの対応等、様々な保育課題を克服するために、施設のニーズに応じた保育補助者の配置を支援する事業。

- ① 子育てサポーターの配置への支援

高齢者や子育て経験者を「子育てサポーター」として登録し、地域の子育て支援活動に参加する仕組みを整備し児童の園外活動時の安全管理に係る取り組みを支援。
対象施設は保育所、認定こども園、小規模保育事業等。

- ② 健康支援体制強化への支援

保育所等を利用する児童の健康面の対策の充実と保育士の負担軽減のために看護師等の配置を支援。対象施設は保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業等。

- ③ 医療的ケア児受入体制整備への支援

保育所等の利用を希望する医療的ケア児の受入が可能となるよう、医療的ケア児の受入に必要な体制整備に係る経費を支援。
対象施設は保育所、認定こども園、小規模保育事業等。

2 業務概要

2.1 業務名

給付等管理システム導入業務委託

2.2 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2.3 履行場所

宇部市こども未来部保育幼稚園課(宇部市常盤町一丁目 7 番 1 号)

2.4 委託料上限額

6,600,000円(消費税及び地方消費税を含む)

この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

3 業務内容

3.1 本業務の適用範囲

本業務の範囲は以下のとおりとする。

(1) 本業務について契約締結後、以下に掲げるものを速やかに提出・実施すること。

- ① 事業実施計画書
- ② 事業実施体制図
- ③ 業務スケジュール

(2) 本業務について、以下の業務を完了すること。

- ① 仕様書(案)、業務要件定義書(別紙)及びヒアリング等から、基本設計、詳細設計等、本業務に係るシステム等の設計、及びその内容に基づくシステムの構築をし、仕様書等を作成。
- ② 本業務の範囲で定義した全ての機能を網羅し、業務スケジュールで定義した稼働日前日までのシステム稼働
- ③ システムに関する操作研修の実施(本市及び施設)
- ④ 成果物の納品
 - i. 本市職員及び施設職員がシステムを利用するためのアカウントライセンス(端末やネットワーク回線は含めない。)

- ii. 操作マニュアル(紙媒体1部、電子媒体1部)
操作説明書は、実際の処理の流れに沿った説明があり、画面のハードコピーの貼付、本市の設定等を記載し、わかりやすいものとする。
※記載部数とは別に施設向けの操作マニュアルを施設分準備すること。
 - iii. 作業報告書等(紙媒体1部、電子媒体1部)
 - (ア) 議事録
 - (イ) 懸案事項検討一覧
 - (ウ) 作業完了報告書
- ⑤ システム運用・保守サービスに関する仕様書案の作成及び網羅的に対応した運用・保守サービス開始準備作業の完了

これらについて、受託者は本市と十分協議した上で行うこととする。

3.2 対象施設

施設数は 45 施設。

現時点の施設種類は次のとおりであるが、施設数は移行等により変更となる場合がある。

- 保育所(23 施設)
- 認定こども園(3 施設)
- 地域型保育事業(6 施設)
- 家庭的保育事業(0 施設)
- 事業所内保育事業(0 施設)
- 居宅訪問型保育事業(0 施設)
- 新制度移行幼稚園(6 施設)
- 新制度未移行幼稚園(7 施設)

3.3 システム要件

3.3.1 基本要件

- (1) 本市は LGWAN 環境から Web ブラウザ、施設側はインターネット環境から Web ブラウザでシステムが利用できること。

- (2) 定期的なバージョンアップ(機能拡張)を図るため、LGWAN-ASP サービスの形態で提供すること。
- (3) システム運用時の効率化のため、見やすさや操作性等を考慮したシステムであること。
- (4) 業務に支障が出ないよう、障害対策や安全対策、性能担保について十分に考慮すること。
- (5) 運用を円滑に実施するための機能や運用方法等について、採用する機能や製品名等具体的に提案すること。
- (6) 個人情報を取り扱う上での情報セキュリティ対策が十分にできていること。
- (7) 設定及び管理画面、その他利用者(ユーザー、システム管理者)が使用するインターフェースは、原則として日本語であること。
- (8) 10 自治体以上で給付等管理システムの導入・運用実績があること。

3.3.2 その他要件

別紙「業務要件定義書」に記載された機能を提供できること。要件事項の一部をもって拡大解釈することなく、対応困難な場合はリスクを回避した代替案を提案すること。

4 スケジュール

- 令和6年8月
契約締結
- 令和6年8月～令和6年12月
打合せ、実施計画書提出、構築作業、テスト運用、システム操作説明
- 令和6年12月～3月
並行運用
- 令和7年3月
業務完了・検査
- 令和7年4月
システム稼働(運用・保守開始)

5 運用・保守

5.1 システム運用・保守

本調達で構築するシステムの運用については、受託者が運用・保守サービスを提供することとする。受託者と本市で協議の上作成する仕様書案に基づき、網羅的に対応した運用サービスを実施すること。

運用・保守サービス内容の決定に当たっては、システムの安定的な運用、継続的な利用、費用の適正化を目的として検討する。なお、運用・保守業務については、令和7年度からの契約を予定している。令和6年度内の運用・保守業務については、その経費を本契約に含めるものとする。

5.2 操作説明

操作説明については、導入時の説明及び操作講習を目的として、本市職員の負担とならないことを基本とし、導入後は本業務システム操作及びシステム管理についてスムーズに習得できる説明とすること。

6 再委託の禁止

受託者は、本業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により本市の承諾を得たときは、この限りでない。

7 作業の報告

受託者は、作業を実施するに当たっては、本市と連絡を密にするとともに、作業の進捗状況等を報告すること。

8 秘密の保持及び個人情報の保護

8.1 個人情報の保護

受託者は、本業務の履行に際し、個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務上知り得た情報等を第三者に開示する等業務目的以外に使用しないこと。

8.2 複写及び複製の禁止

受託者は、本業務に係る個人情報为本市の承諾なく複写、又は複製してはならない。本市の承諾を得て複写、又は複製した場合は、本業務終了後直ちに消去し、再生又は再利用ができない状態にすること。

9 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項である場合でも、業務を実施するために必要な事項を実施し、それに係る費用を負担すること。
- (2) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上、決定すること。

10 問合せ先

- (1) 住所
〒755-8601
山口県宇部市常盤町一丁目7番1号
- (2) 電話
0836-34-8328
- (3) FAX
0836-22-6051
- (4) メール
kodo-fuku@city.ube.yamaguchi.jp
- (5) 担当
宇部市こども未来部保育幼稚園課給付係 村田